

# 參考資料

# 公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議

平成23年6月1日  
文部科学副大臣決定

## 1. 趣旨

本年4月に公布・施行された「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」を踏まえ、公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化に関し必要な措置について検討を行うため、「公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

## 2. 検討事項

- (1) きめ細かで質の高い教育を目指した少人数学級の推進や指導方法工夫改善の在り方について
- (2) 教職員定数配置（学級数等に基づく基礎定数と加配措置に係る定数の適切な組み合わせによる教職員配置等）の在り方について
- (3) 設置者や学校の意向を十分反映した学級編制や教職員配置の在り方について
- (4) 今後に向けた計画的・安定的な学級規模・教職員配置の適正化方策について
- (5) その他学級規模及び教職員配置の適正化のために必要な事項について

※ 国立教育政策研究所の協力を得て、地方公共団体における少人数学級の導入その他の教職員配置改善の状況や学級編制の弾力化の状況及び教育効果等について、可能な分析を行いつつ、検討を進めるものとする。

## 3. 実施方法

- (1) 検討会議の主催は、教育担当の文部科学副大臣（以下「副大臣」という。）とする。
- (2) 検討会議の委員は、別紙の通りとする。
- (3) 副大臣が必要と認めるときは、別紙の委員に加えて、他の有識者等の参画を求めることができる。
- (4) 前各項に定めるもののほか、検討会議の運営に関する事項その他必要な事項は、副大臣が定める。

## 4. 実施期間

検討会議は、「2. 検討事項」に係る検討が終了したときに廃止する。

## 5. その他

検討会議の庶務は、関係局課の協力を得て初等中等教育局財務課において処理する。

公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議委員

主査	木村	孟	東京都教育委員会委員長、東京工業大学名誉教授
副主査	小川	正人	放送大学教養学部教授
	相川	敬	日本PTA全国協議会会長
	井上	孝美	財団法人放送大学教育振興会会長兼理事長
	小澤	良一	東京都渋谷区立富谷小学校長
	門川	大作	京都市長
	清原	慶子	三鷹市長
	貞広	斎子	千葉大学教育学部准教授
	新庄	恵子	東京都港区立高陵中学校長
	長南	博昭	山形県教育委員会委員長
	土居	丈朗	慶應義塾大学経済学部教授
	中川	俊隆	鳥取市教育委員会教育長
	兵馬	孝周	東京都立青鳥特別支援学校長
	藤崎	育子	藤沢市教育委員
	宮崎	英憲	東洋大学文学部教授
	米田	進	秋田県教育委員会教育長

○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律  
(昭和33年法律第116号)(抄)

※\_\_\_\_部 及び 附則は平成23年4月の法改正で追加された事項

(学級編制の標準)

第三条

2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。(中略)

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	四十人(第一学年の児童で編制する学級にあつては、三十五人)
	二の学年の児童で編制する学級	十六人(第一学年の児童を含む学級にあつては、八人)
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人
(略)	(略)	(略)

附 則

(検討等)

2 政府は、この法律の施行後、豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成する上で義務教育水準の維持向上を図ることが重要であることに鑑み、**公立の義務教育諸学校**(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第二条 第一項に規定する義務教育諸学校をいう。以下同じ。)**における教育の状況その他の事情を勘案しつつ、これらの学校の学級 規模及び教職員の配置の適正化に関し、公立の小学校の第二学年から第六学年まで及び中学校(中等教育学校の前期課程 を含む。)**に係る学級編制の標準を順次に改定することその他の措置を講ずることについて検討を行い、その結果に基づいて**法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。**

3 政府は、前項の措置を講ずるに当たっては、これに必要な安定した財源の確保に努めるものとする。

「少人数学級の更なる推進等によるきめ細やかで質の高い学びの実現に向けて」  
～教職員定数の改善～

公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議(中間とりまとめ)

平成23年9月28日

<全体のイメージ>

はじめに

- 今回の中間まとめは、少人数学級の効果について現段階での整理を行うとともに、これまで国会等で指摘されてきた論点やそれに対する考え方をまとめ、当面講ずるべき方策について具体的な内容を示したものの。

1. これまでの経緯

- 平成23年度予算案の閣議決定及び法案の国会提出・成立に至る経緯、国会審議で指摘された論点

2. 少人数学級の効果

(1) 各地における取組の検証や学校現場の声から見られる教育効果

- 学習行動、欠席者率、不登校について積極的な効果が示されている。
- 学力の関係についても、各地の取組から学習指導面で効果があった事実を示すデータが数多くある。
- また、校長・教員・保護者のアンケート結果からも学習指導、生徒指導の両面で効果。特に小学校低学年に少人数学級を導入し、落ち着いて学校生活に順応させることはその後の学習・生活指導面にも良い効果。
- 少人数学級の導入は、学校や教員の教育指導の改善、それを受けた家庭・保護者への影響というプロセスを経て、子どもたちに「学習意欲の向上」や「学校が楽しい」などの効果が及び、このことが学習行動の改善や欠席・不登校の減少などに繋がるという仕組みで効果が表れると整理。
- さらに、少人数学級は、コミュニケーション能力の育成やICTを活用した教育活動など協働的な学びや双方向型の学びなど今後求められる新しい学びへ対応した授業革新も促進。学習活動の基盤としての少人数学級の推進と併せて児童生徒の個々に応じた指導方法の工夫改善を積極的に進めることが必要。

(2) 基礎定数の充実による計画的・安定的な人事配置

- 各都道府県教委において、将来にわたる教職員定数の見通しが立てやすくなり、計画的・安定的な人事配置が拡充。計画的な教職員定数改善については教育関係団体や知事会からも強い要望。

- 配分の予見可能性が高い基礎定数の増加により、市町村教委や学校現場にとっても、見通しをもった教育活動を展開しやすくなる。
- 各都道府県教委において教職員の年齢構成に配慮しつつ中長期的な見通しを持った教職員の採用・配置が行われるよう、国として、今後、公務員の定年延長、今後の教員資質向上方策などを視野に入れつつ、教職員の養成・採用・配置が円滑に行えるようその在り方について検討が必要。

### 3. 学級規模及び教職員配置の適正化に関する論点と考え方

#### (1) 今後の少人数学級の推進について

(☆ は速やかに措置すべき事項)

- 新学習指導要領を円滑に実施し、今後もきめ細やかで質の高い教育を実現していくため、35人以下学級について、教育効果の検証を引き続き十分行いながら、順次その取組を進めることが必要。
- ☆ まずは小学校第2学年を最優先に取り組む。  
(優先理由)・低学年は小学校教育に適応する上で重要な時期。教育環境の整備が早急に必要。  
・小1に引き続き切れ目なく進めることについて、保護者や関係団体等から強い要望。
- 新学習指導要領により学習内容が増加・高度化している中学校についても速やかな対応が必要。

#### (2) 基礎定数と加配定数の効果的な組み合わせ

##### **① 基礎定数と加配定数**

- 基礎定数の充実とともに、加配定数も市町村教委や学校現場の意向を踏まえて、必要な定数の確保が重要。
- 加配定数の中で、全国の学校で行われるべき指導上の工夫に関するものについては、安定的・計画的配置が可能となるよう、申請、配分の仕組みの在り方を検討。

##### **② 学校現場の意向を反映した柔軟な学級編制・教職員配置**

- 法改正を踏まえ、都道府県教委は、市町村教委や学校現場の意向を反映した支援を行うことが必要。
- 学校現場の状況に応じ、少人数学級、少人数指導等を選択して実施するような先進的な取組を十分な効果検証も行いつつ、促進することも必要。

#### (3) 当面充実が必要な加配定数

##### **① 学習支援等が真に必要な児童生徒への手厚い支援**

#### (i) 中学校における経済的な困難を抱える生徒など学習支援が必要な生徒への対応

- ☆ 学習内容が高度化する中学校での補充学習や少人数指導等のための体制整備に対する加配措置を行うとともに、効果検証を行い、更に効果的な取組を推進。

(ii) 発達障害の児童生徒のための通級指導の充実など特別支援教育への対応

- ☆ 通級指導を必要とする児童生徒が特別の指導を受けることができるように加配定数を充実。特別支援教育コーディネーターの配置に必要な加配定数の確保。

(iii) 日本語指導が必要な外国人児童生徒等への学習支援

- ☆ 日本語指導が必要な外国人児童生徒等への特別の指導に対する加配定数を充実

(iv) 東日本大震災により被災した児童生徒のための学習支援等

- ☆ 心のケアが必要な児童生徒に対する学習支援や地域連携、先導的な防災教育の体制整備のため、被災県等に対する加配を引き続き実施。

**② きめ細やかで質の高い指導の充実**

(i) 小学校における専科指導の充実

- ☆ 小学校において専科指導の充実のための教職員体制の整備に取り組む学校に対する加配措置を行うとともに、効果の検証も行う。

(ii) 地域連携による質の高い教育の充実

- ☆ コミュニティスクールや小中連携など地域連携により質の高い教育に取り組む学校に対して、各都道府県に数名ずつ加配措置を行い、先進的な研究を推進。

(4) 計画的な教職員定数改善について

- 計画的な教職員定数の改善が必要。
- 自然減や教員の年齢構成の変化による給与費の減少も考慮しつつ、可能な限り追加的な財政負担を伴わないよう努力。

**引き続き検討が必要な事項**

- 基礎定数と加配定数について、それぞれの機能を十分に果たすよう適切に組み合わせた教職員定数配置の在り方
  - 加配定数について、学校現場や設置者の意向を十分反映した加配事由や申請・配分の在り方の見直しや定数充実方策
  - 計画的な教職員定数改善の具体的な在り方
  - 中長期的な見通しを持った円滑な教職員の養成・採用・配置の在り方についての検討
  - 今後の教員の資質能力向上方策の検討を受けた教員養成・採用・研修等の改善方策に対応した教職員配置の在り方
  - 障害者基本法の一部改正を受けた学校現場の変化の状況を踏まえて、学校現場で求められる教職員配置の在り方
  - 複式学級の学級編制の標準の見直しや学校統廃合を支援する加配の創設などについての検討
- など

# 「少人数学級の更なる推進等によるきめ細やかで質の高い学びの実現に向けて」

## ～教職員定数の改善～

公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議（中間とりまとめ）

平成23年9月28日

### （概要）

#### はじめに

- 本年4月に成立・公布された「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の附則において、政府は、学級規模及び教職員の配置の適正化に関し、小学校第2学年以降の学級編制の標準を順次に改定することその他の措置を講ずることについて検討を行い、その結果に基づいて法制上その他の必要な措置を講ずることとされた。
- さらに、国会審議においては、少人数学級の教育効果や加配定数の確保充実の必要性など様々な指摘があった。
- これらを踏まえ、文部科学省として検討を行うため、本年6月、本検討会議を設置。
- 今回の中間とりまとめは、少人数学級の効果について現段階での整理を行うとともに、これまで国会等で指摘されてきた論点やそれに対する考え方をまとめ、当面講じるべき方策について、具体的な内容を示したもの。なお、今後さらに検討を要する事項については、本検討会議において、引き続き検討を行う。

#### 1. これまでの経緯

##### （1）学級編制及び教職員定数の改善経緯

- 昭和33年の義務標準法の制定以来、これまで、7次にわたる教職員定数改善計画により、学級編制の標準の引き下げや教職員定数の改善が実施。現在の40人学級は、昭和55年度からの第5次教職員定数改善計画により実現。
- 学級編制については、平成13年度以降、国の標準を下回る学級編制基準の設定が可能となるなど制度を弾力化。

##### （2）新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）の策定、平成23年度予算案の閣議決定及び法案の国会提出

- 中央教育審議会初等中等教育分科会で、平成22年7月26日、「今後の学級編制及び教職員定数の改善について（提言）」をとりまとめ。
- 文部科学省において、8月27日、平成23年度から35人以下学級を順次推進すること等を柱とする「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）」を策定。



- 平成23年度予算案編成過程における議論を経て、最終的に平成22年12月17日、国家戦略担当大臣、財務大臣、文部科学大臣により、以下の4点について合意。
  - ① 平成23年度に小学校第1学年の35人以下学級を実現。
  - ② そのため300人の純増を含む2,300人の定数改善を行うとともに加配定数1,700人を活用。
  - ③ 35人以下学級については、小学校第1学年について義務標準法の改正により措置。
  - ④ 平成24年度以降の教職員定数の改善については、学校教育を取り巻く状況や国・地方の財政状況等を勘案しつつ、引き続き、来年以降の予算編成において検討。
- 平成23年2月4日、小学校1年生の学級編制の標準を35人に引き下げることを内容とする義務標準法改正法案が閣議決定され、国会に提出。

### (3) 法案に対する国会での修正等

- 国会審議の場で指摘された主な論点は次のとおり。

- 少人数学級の推進により期待される効果は何か。
- 期待される教育効果と少人数学級の推進に相関関係はあるのか。
- 地方独自の取組も含めて多くの児童が既に35人以下の学級に在籍している中で、国が学級編制の標準を35人に引き下げる意義はあるのか。
- 学級編制の標準の引き下げにあたり、指導方法工夫改善に係る加配定数を基礎定数に振り替えるのは何故か。
- 基礎定数と加配定数の効果的な組み合わせについてどう考えるのか。
- 加配定数の確保充実を図る必要があるのではないか。
- 市町村教育委員会が柔軟に学級編制できる仕組みの導入効果をどう実質化するのか。
- 教職員定数の改善に伴う後年度財政負担についてどう考えるのか。
- 計画的・安定的な教職員定数の改善をどう進めるのか。

- 同法案は、国会審議において、前述のような論点について議論が行われた結果、
  - ・ 小学校における専門的指導や特別支援教育に係る新たな加配事由の創設
  - ・ 東日本大震災に係る教職員定数の特別措置
  - ・ 教職員定数配分に当たり都道府県教育委員会に対し市町村教育委員会の意見を十分に尊重することの義務付け等の修正が行われた上で、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」として平成23年4月15日に全会一致で可決、成立し、同年4月22日に公布。

### (4) 改正法成立後の対応

- 文部科学省では、所要の政令改正を行うとともに、施行通知を発出し、今回の法改正の趣旨を周知。

- これらの経緯を踏まえ、少人数学級の効果を改めて示すとともに、学級規模及び教職員配置の適正化に関する論点・考え方について整理。

## 2. 少人数学級の効果

### (1) 各地における取組の検証や学校現場の声から見られる教育効果

(ポイント)

- 少人数学級については、学習行動、出欠、不登校の改善について積極的な効果が出ている。
- 学力との関係についても、各地の取組から、学級規模を縮小した結果、学習指導面で効果があったという事実を示すデータが数多くある。一方で、学力に影響を与える要因は家庭・地域の状況等を含め様々であり、学級規模と教育効果との相関を的確に捉える分析手法の検討も必要との意見もある。
- また、全国連合小学校長会のアンケート等に見られるように、少人数学級の推進は、学習指導面、生徒指導面の両面で効果があるという意見が大勢を占める。特に、小学校低学年に少人数学級を導入することにより落ち着いて学習できる環境を与え、学校生活に順応させることは、その後の学習・生活指導面にも良い効果があると考えられる。
- 以上のような各地における取組の検証や学校現場の声から分析すると、少人数学級の効果は以下のように整理できる。

#### 少人数学級の導入

学校や教員にとっては・・・

- 子どもたち一人一人に目が行き届き、学習のつまずきの発見や個々の学習進度等に応じた指導が可能となる。
- 子どもたちの発言する機会が増え、自分の考えを発表したり、話し合ったりすることで、表現力を高め、思考を深める授業作りが可能となる。
- 子どもが抱える悩みや相談に親身に応える時間が確保できる。

家庭・保護者にとっては・・・

- 「先生がきめ細かに対応」してくれることにより、学校や教員に対する信頼感が高まる。
- 「家庭との緊密な連携」が図られることにより、学校と家庭が密に連携して子どもを見守り、課題に対処することが可能となる。

子どもたちにとっては・・・

- これまでよりも授業を理解しやすくなったり、授業が楽しいと感じるようになることにより、「学習意欲の向上」、「子どもが勉強好きになった」などの効果に結びつく。
- 学校と家庭の緊密な連携の下、きめ細やかな生徒指導が行われることにより、「子どもたちが落ち着いて学校生活が送れる」、「子どもがクラスに馴染む」などの状況が生じ、「子どもは学校へ行くのを楽しみにしている」などの効果に結びつく。



学習行動の改善、欠席や不登校の減少、学力の向上など各地における取組の検証結果に繋がる。

- 新学習指導要領では、特定の教科に限らず学校の教育活動全体を通じて、観察・実験や論述等の知識・技能を活用する学習活動や言語活動・体験活動を充実。これらを通じ、課題発見・解決能力、コミュニケーション能力等を育成し、すべての教科等でより一層きめ細かい指導を充実させるためには、学級規模そのものの縮小が必要。
- また、少人数学級は、対話・討議等のグループ学習やICTを活用した教育活動など、今後求められる協働的な学びや双方向型の学びなどに対応した授業革新の促進も可能。学習基盤としての少人数学級の推進と併せて、児童生徒の個々に応じた指導方法の工夫改善を積極的に進めることが必要である。

## (2) 基礎定数の充実による計画的・安定的な人事配置

(ポイント)

- 国の学級編制の標準を引き下げることによって、各学校・学年の児童生徒数に基づく学級数等の客観的な指標に応じて算定される基礎定数が増加。このことにより、各都道府県教育委員会において、将来にわたる教職員定数の見通しが立てやすくなり、計画的・安定的な人事配置の拡充にも資する。
- 配分の予見可能性が高い基礎定数が増加することにより、公立小中学校の設置者であり学級編制権を有する市町村教育委員会や学校現場にとっても、見通しをもった教育活動を展開しやすくなる効果がある。
- 都道府県教育委員会においては、教職員の年齢構成に配慮しつつ、中長期的な見通しを持って今後の教職員の採用・配置を行うことが必要。国としては、公務員の定年延長の動向、今後の教員の資質能力向上方策などを視野に入れつつ、教職員の養成・採用・配置が円滑に行われるようその在り方について検討することが必要。

### 3. 学級規模及び教職員配置の適正化に関する論点と考え方

#### (1) 今後の少人数学級の推進について

(☆ は速やかに措置すべき事項)

(ポイント)

- 新学習指導要領を円滑に実施し、今後もきめ細やかで質の高い教育を実現していくため、小中学校の35人以下学級について、順次その取組を進めていくことが必要。
  - 少人数学級の推進に当たっては、少人数学級やその下での指導方法工夫改善、さらには、学級編制の弾力化措置による教育効果の検証を引き続き十分行い、説明責任を果たしつつ進めることが重要。
  - また、少人数学級の推進に必要な財源については、今後も、児童生徒の減少に伴う教職員定数の自然減や、定年退職者の増加等教員の年齢構成の変化に伴う給与減等を有効に活用していくことが必要。
- ☆ 当面、小学校第2学年の35人以下学級の実施を最優先に取り組むべき。

(小学校第2学年の35人以下学級の実施を優先する理由)

- 小学校低学年は、児童が小学校教育に適応する上で重要な時期。この時期に学習習慣を確立することや集団活動における規律の着実な習得などができる教育環境の整備が早急に求められること
- 小学校第1学年に引き続き、切れ目なく小学校第2学年の35人以下学級を進めることについて、保護者からの要望が極めて多く、また、地方自治体や教育関係団体からの来年度予算要求に係る要望においても優先度が高くなっていること
- 全国連合小学校長会の調査によれば、小学校第1, 2学年では約5割がクラス替えを行っていないのが現状であり、国の学級編制標準の引き下げが行われなかった場合、進級時にクラス替えを行わざるを得ないケースが生じることになるが、これは低学年の児童の学校生活への適応や学級経営の充実等の観点から望ましくないこと
- 進級に伴って前年度より学級の規模が大きくなると、家庭学習をはじめとする生徒の学習に対する取組に悪影響を及ぼすとの調査結果があり、こうした事態は避けるべきであること

- さらに、新学習指導要領の下で学習内容が増加・高度化している中学校についても、学習基盤としての学級の少人数化への対応が必要であり、35人以下学級をできるだけ速やかに実施していくことが必要。

～地方独自の取組も含めて多くの児童が既に35人以下の学級に在籍している中で、国が学級編制の標準を35人に引き下げる意義～

- 国の学級編制の標準を35人に引き下げることにより、国の責任において学級規模に係る教育条件の機会均等を保障。
  - 国の学級編制の標準を引き下げる具体的な効果は以下の通り
    - ・ 36人以上の学級に在籍している約220万人以上の児童生徒（平成23年度公立小中学校在籍者の約2割）について35人以下学級の実現が可能
    - ・ 既に独自に少人数学級を実施している都道府県でも、さらに他の学年の少人数学級やその他の教職員配置の充実への活用が可能
- ※平成23年度において、7県で新たに小学校第1学年の35人以下学級を実施、18県が他の学年の少人数学級を拡充。

～平成23年度予算における指導方法改善加配定数の振り替え～

- 平成23年度予算においては、小学校第1学年に係る国の学級編制の標準を35人に引き下げるに当たって必要とされる4,000人の教職員定数のうち1,700人は既存の指導方法工夫改善の加配定数を振り替えて活用。
- この1,700人分の定数は、平成22年度に各都道府県において現に少人数学級に活用していた9,200人のうち小学校第1学年で活用していた人数相当分であり、これを小学校第1学年に係る国の学級編制の標準を35人に引き下げるに当たって必要とされる教職員定数に振り替えて、基礎定数としたもの。
- 加配定数の振り替えにあたっては、小学校1年生の35人学級の実施に伴う4,000人の定数増の各都道府県への配分とも合わせ、すべての都道府県において平成23年度の定数増が実現するよう措置されたところ。
- この点について、今回の検討に当たって関係団体から寄せられた意見では、小規模な学校では学級編制の標準の引き下げによる恩恵は少なく、むしろ加配定数が削減される結果となりデメリットが大きい等の意見もあった。

## (2) 基礎定数と加配定数の効果的な組み合わせ

### ① 基礎定数と加配定数

(ポイント)

- 基礎定数は、学級数等の客観的な指標に基づいて算定されるものであり、都道府県教育委員会において、将来にわたる教職員定数の見通しが立てやすく、計画的・安定的な教職員の採用・配置に資する。また、公立小中学校の設置者であり、学級編制権を有する市町村教育委員会や学校現場にとっても、定数配分についての予見可能性が高いことから、見通しを持った教育活動の展開に資する。
- 一方、加配定数は、都道府県教育委員会からの申請に基づいて毎年度の予算の範囲内で配当されるものであり、学級数等に基づいた一律の算定式では必ずしも対応することが難しい、学校や地域の課題へのきめ細やかな対応に資する。また、個別の教育課題への対応や特別な指導方法の実施など特定の教育政策目的に沿った取組を促進する機能を有している。
- 既に多くの学校に配当され、本来的に全国の学校において行われるべき指導上の工夫改善に関する加配については、安定的・計画的配置が可能となるよう、その申請、配分の仕組みの在り方を検討していくことが必要。
- 基礎定数、加配定数はともに学校教育に重要な役割を果たすものであり、今後、基礎定数を充実する方向で検討するとともに、加配定数についても市町村教育委員会や学校現場の意向を十分踏まえて、必要な加配定数の確保・充実を図っていくことが重要。

### ② 学校現場の意向を反映した柔軟な学級編制・教職員配置

(ポイント)

- 各学校の児童生徒の実態等に応じて、最も効果的な教育活動を展開できるよう、市町村教育委員会や学校の意向を十分反映した学級編制・教職員配置が行われることが望ましい。
- 今回の制度改正を踏まえ、都道府県教育委員会は、定数配分に関して、市町村教育委員会からのヒアリング等により一層の意思疎通を図り、学校現場の意向を反映した柔軟な学級編制・教職員配置を支援することが必要。
- 国においては、都道府県教育委員会が少人数学級を実施することができる定数を確保した上で、学校現場の状況に応じて、少人数学級、少人数指導、チームティーチングなどを選択して実施するような先進的な取組について十分な効果検証も行いつつ、促進していくことが必要。
- ☆ 柔軟な学級編制や教職員配置についての先進的な取組事例について、十分な効果検証も行いつつ周知することにより、各地における取組を促進することが必要。

### (3) 当面充実が必要な加配定数

#### **① 学習支援等が真に必要な児童生徒への手厚い支援**

(ポイント)

##### (i) 中学校における経済的な困難を抱える生徒など学習支援が必要な生徒への対応

- 社会的格差の再生産・固定化が指摘される中、一人一人が共通の社会参加のスタートラインにつくことができる「学びのセーフティネット」を構築し、多様な学習機会を確保するため、経済的困難を抱える子どもたちなど学習支援が必要な子どもたちへの支援を積極的に行おうとする学校に対する支援が必要。その際、効果の検証を行い、さらに効果的な取組を推進。
- ☆ 学習内容が高度化する中学校において、小学校段階での学習内容の定着や学習上のつまづき解消などの学習支援のための取組（補充学習や少人数指導、小中連携のための体制整備等）を行おうとする学校に対して加配措置を行うとともに、その効果の検証を行うべき。

##### (ii) 発達障害等障害のある児童生徒のための通級指導の充実など特別支援教育への対応

- 近年増加している発達障害等障害のある児童生徒のための通級指導や特別支援学校のセンター的機能の充実など特別支援教育の一層の充実への対応が必要。このことは、障害者基本法に規定された可能な限りの「配慮」を実行する観点にも整合。
- ☆ 通級指導が必要な児童生徒に対する特別の指導を行うための加配定数を充実するべき。また、特別支援学校における特別支援コーディネーターの配置についても必要な加配定数を確保するべき。

##### (iii) 日本語指導が必要な外国人児童生徒等への学習支援

- グローバル化の進展に伴って、近年、我が国の公立学校に在籍する日本語指導を行う必要のある児童生徒が増加しており、そのための教職員体制の一層の充実が必要。
- ☆ 日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する特別の指導を行うための加配定数を充実するべき。

##### (iv) 東日本大震災により被災した児童生徒のための学習支援等

- 東日本大震災により被災した心のケアが必要な児童生徒に対する学習支援に引き続き取り組むことが不可欠。また、学校が地域コミュニティの中心的役割を担い、より積極的な地域連携を図ることや、東日本大震災を教訓とした先導的な防災教育を推進していくための体制整備に対する支援が必要。
- ☆ 被災県の状況や要望を十分に踏まえて、被災した児童生徒についての家庭との連携や個別の学習支援等への対応、地域連携や防災教育に係る体制整備のために必要な加配措置を講ずるべき。

## ② きめ細やかで質の高い指導の充実

(ポイント)

### (i) 小学校における専科指導の充実

- 小学校において、専科指導を推進することにより、専門的な指導が充実するとともに、一人の児童に対して複数の教員がかかわることで、多角的にその様子を見ることができるとともに、十分な効果検証を行いつつ、小学校における専科指導の実施のための教職員体制の整備に対する加配措置が必要。
- ☆ 小学校において専科指導の充実のための教職員体制の整備（例えば、理科教育の充実のため、小中連携による中学校教員による授業や、複数教員による指導等の取組を実施する体制の整備）に取り組む学校に対して加配措置を行うとともに、その効果の検証を行うべき。

### (ii) 地域連携による質の高い教育の充実

- コミュニティスクールの取組や外部人材を活用した教育活動など、地域の協力を得て学校が質の高い教育を実現するためには、地域人材の発掘や学校行事等への協力依頼、学校教育活動との調整等を担う地域連携のコーディネート機能の強化が必要。このため、一定期間、学校運営や教務面に精通した学校の教員や事務職員がそのような役割を担うことにより先進的な取組を行う学校に対して加配措置を行い、十分な効果検証も行いながら、その成果を全国に展開することが必要。
- ☆ コミュニティスクールや小中学校の連携など地域連携により質の高い教育に取り組む学校に対して、先進的な研究を推進するとともに、その成果を周知すべき。

## (4) 計画的な教職員定数改善について

(ポイント)

- 都道府県教育委員会が将来の見通しを持って計画的・安定的な人事配置を行ったり、学校現場で見通しをもった教育活動を展開する観点から、計画的な教職員定数の改善が必要。
- 教職員定数改善に当たっては、後年度の財政負担についても考慮が必要。少子化による教職員定数の自然減や教員の年齢構成の変化による給与費の減少等を踏まえ、可能な限り追加的な財政負担を伴わないよう努力しながら、計画的に定数改善を推進すべき。
- 将来的な税制改正など国・地方の財政構造の変化にも留意が必要。



## 引き続き検討が必要な事項

- 引き続き検討が必要である事項をまとめると以下の通り。

### 〔今後さらに検討が必要な事項〕

- 学級数等の客観的な指標に基づいて算定される基礎定数と、都道府県からの申請に基づいて毎年度の予算の範囲内で配当される加配定数に関し、それぞれの機能を十分に果たすよう適切に組み合わせた教職員定数配置の在り方
- 学校現場や設置者の意向を十分反映した加配定数の在り方、特に、より安定的・計画的配置が可能となるような申請・配分の改善・見直しや、昨年7月26日の中央教育審議会初等中等教育分科会の提言で指摘された学校運営体制の整備、生徒指導の充実、児童生徒の心身両面の支援、食育の充実、事務処理体制の充実等の加配定数の充実方策
- 国・地方における中長期的な財源確保の状況を見通しつつ、できるだけ追加的な財政負担を伴わない計画的な教職員定数改善の在り方
- 公務員の定年延長の動向、今後の教員の資質能力向上方策などを視野に入れた、教職員の養成・採用・配置が円滑に行われるようにするための方策
- 中央教育審議会における今後の教員の資質能力向上方策の検討を受けた教員養成・採用・研修等の改善方策に対応した教職員定数配置の在り方
- 本年8月の障害者基本法の一部改正を受けた学校現場の変化の状況を踏まえた学校現場で求められる教職員配置の在り方
- 複式学級の学級編制の標準の見直し、学校統廃合の支援、過疎地域の学校など小規模な学校における教育指導上の課題の解消などその他の学級規模や教職員配置の在り方

# 本検討会議のこれまでの経緯

## 設置の経緯

### ◎平成23年4月 義務標準法の一部改正

➡ 小1・35人以下学級を制度化するとともに、小2以降については附則に検討条項を設けた。

附則  
(検討等)

2 政府は、…学級規模及び教職員の配置の適正化に関し、公立の小学校の第二学年から第六学年まで及び中学校(…)に係る学級編制の標準を順次に改定することその他の措置を講ずることについて検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

➡ さらに、国会審議においては、少人数学級の教育効果や加配定数の確保充実の必要性など様々な指摘があった。

➡ 小学校での専科指導や特別支援教育に係る加配事由の創設などの議員修正が行われ、全会一致で可決・成立

平成23年6月 (文部科学副大臣決定)

「公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議」を設置

## これまでの検討状況と平成24年度政府予算の編成

### ◎平成23年9月 「中間とりまとめ」

- 各地の取組から少人数学級の効果を検証し、少人数学級が効果を発揮するプロセスを整理。
- 速やかに取り組むべき方策として、
  - ・小学校2年生の35人以下学級の実施
  - ・学習支援が真に必要な児童生徒への支援、きめ細やかで質の高い指導の充実、東日本大震災への対応など現場ニーズの高い加配措置の充実 等について提言。

### ◎概算要求提出

小2の35人以下学級の実施(制度化)のための4,100人のほか、中学校での学習支援、小学校での専科指導の充実、特別支援教育の対応、東日本大震災への対応のための加配も含め、合計7,000人の定数改善を要求

➡ ○予算編成に関する政府・与党会議(12月9日)  
本件について、優先・重点事業に準じるものとされるとともに、『小2の35人以下学級について学力等への政策効果を全国レベルで検証した上で検討。それまでの間、地方での進展や公務員人件費改革を十分踏まえ地方の自主的な取組みを支援』との対応方針が示される。

### ◎平成24年度予算

- 小2の36人以上学級を解消するための加配 900人
- 中学校への学習支援、小学校での専科指導の充実のための加配 1,900人
- 東日本大震災への対応のための加配 1,000人

合計3,800人の  
定数改善

※財務省・文科省確認事項 (平成23年12月24日)

今後の少人数学級の推進や個別の課題に対応するための教職員定数について、効果検証を行いつつ、学校教育の状況や国・地方の財政状況等を勘案し、教育の質の向上につながる教職員配置の適正化を計画的に行うことその他の方策を引き続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

平成24年2月～ 検討会議での議論を再開

(公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議(第9回)配付資料)

## 検討会議再開に当たっての検討事項等について

### 1 少人数学級など教職員配置改善の効果検証について

- 各都道府県の取組みの効果検証の把握・分析
- 最近の国による定数改善の効果分析
- 全国学力・学習状況調査による効果検証の在り方

### 2 質の高い学びのための効果的な教職員配置改善について

- 新しい学びに対応するための教職員配置の在り方
- 学級編制・教職員配置に係る市町村教委や校長の裁量拡大
- 教職員配置についての検証・改善システムの確立

### 3 教職員配置上の重要課題への対応について

- インクルーシブ教育システム構築に向けての教職員配置の在り方
- 小規模学校における指導上の課題解消のための教職員配置の在り方
- 震災復興、学校マネジメント体制整備、教員研修の改善、食育等の課題への対応などのための教職員配置の在り方

### 4 計画的な教職員定数改善の在り方について

- 計画的な教職員定数改善の必要性
- 計画的な採用・人事に資する基礎定数の充実と加配措置の充実・運用改善
- 公務員人件費抑制が求められる財政状況下での計画的定数改善の進め方
- 地方における取組みの進展を踏まえた計画的定数改善の具体的在り方

# 公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する 検討会議 検討経緯

## ◆検討会議（第1回）（平成23年6月8日実施）

- 公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議設置について

## ◆検討会議（第2回）ヒアリング（平成23年6月24日実施）

- 「新たな時代に求められる授業改革の在り方、地域連携の推進」 清原委員
- 「学力の状況及び学力向上施策」、「諸外国の少人数指導と学級経営」  
足立区教育委員会 玉川大学教職大学院小松郁夫教授
- 「少人数学級・少人数指導等の取組及びその効果」 長南委員
- 「弾力的な学級編制・教職員配置の推進」  
京都府教育委員会 京都市教育委員会 向日市立西ノ岡中学校長

## ◆検討会議（第3回）ヒアリング（平成23年7月1日実施）

- 「少人数学級・少人数指導等の取組及びその効果」  
土居委員 慶応義塾大学経済学部赤林英夫教授
- 「弾力的な学級編制・教職員配置の推進」  
兵庫県教育委員会 小野市教育委員会 兵庫県高砂市立荒井小学校長
- 「少人数学級・少人数指導等の取組及びその効果」  
秋田県教育委員会 大阪府教育委員会
- 「特別支援教育」 宮崎委員

◆検討会議（第4回）ヒアリング（平成23年7月15日実施）

○「新たな時代に求められる授業改革の在り方」

横浜国立大学教育人間科学部高木まさき教授 東京都日野市立平山小学校長

○「少人数学級・少人数指導等の取組及びその効果」

大阪大学大学院国際公共政策研究科赤井伸郎教授

○「少人数学級・少人数指導等の取組及びその効果」 国立教育政策研究所

◆検討会議（第5回）（平成23年7月25日実施）

○教育関係団体、地方3団体に対する意見照会の結果等について

○これまでのヒアリングにおける主な指摘事項について

◆検討会議（第6回）ヒアリング（平成23年8月19日実施）

○「東日本大震災に伴う教職員加配の活用状況や今後の見通し」

宮城県教育委員会 石巻市教育委員会 宮城県東松島市立矢本第二中学校長

福島県教育委員会 二本松市教育委員会

岩手県教育委員会 宮古市教育委員会

○「小学校の実情」 東京都渋谷区立富谷小学校長

○「少人数授業の効果等に関するアンケート結果」

全国都道府県教育委員会連合会 京都府教育委員会

◆検討会議（第7回）（平成23年9月12日実施）

○これまでの議論の整理①

◆検討会議（第8回）（平成23年9月20日実施）

○これまでの議論の整理②

◆検討会議（第9回）（平成24年2月20日実施）

- 検討会議再開に当たっての検討事項等について

◆検討会議（第10回）ヒアリング（平成24年4月3日実施）

- 「『費用対効果』の視点からする『少人数教育』の選択」  
兵庫教育大学 堀内孜
- 「少人数学級編制の推進～静岡式35人学級編制～」  
静岡県教育委員会
- 「長崎県における少人数学級及び少人数指導の取組状況について」  
長崎県教育委員会

◆検討会議（第11回）ヒアリング（平成24年4月10日実施）

- 「学級規模の及ぼす教育効果に関する研究」 国立教育政策研究所
- 「三重県の少人数教育について」 三重県教育委員会

◆検討会議（第12回）ヒアリング（平成24年5月11日実施）

- 「我が国の財政の現状等」 財務省 神田主計官

◆検討会議（第13回）ヒアリング（平成24年6月1日実施）

- 「新しい学びへの取組と教職員配置について」  
千葉市教育委員会 千葉市立緑町中学校
- 「町村における学級編制の現状と課題について」  
飯島郁郎 大洗町教育委員会委員長

◆検討会議（第14回）（平成24年6月19日実施）

○再任用制度と『雇用と年金の接続』の概要

○非正規教員の任用状況について

○個別の教育課題に対応するための教職員配置改善について

◆検討会議（第15回）（平成24年7月9日実施）

○関連する中教審の報告等

◆検討会議（第16回）（平成24年8月3日実施）

○「平成25年度国の施策並びに予算に関する要望」

全国都道府県教育委員会連合会 中西正人大阪府教育委員会教育長

○これまでの議論の整理①

◆検討会議（第17回）（平成24年8月28日実施）

○これまでの議論の整理②